

事務所ニュース [No.306]



厚生年金・健康保険加入に関する 対象者が拡大されます。

2024年10月施行された

- ・従業員51人以上（厚生年金の被保険者）
- ・週の所定労働時間20時間以上
- ・月額賃金88,000円以上の内
月額8.8万円の壁が2028年から撤廃
されます。

なお、従業員51人以上も2027年10月
から段階的に緩和し、2035年10月撤廃
されます。

労働保険年度更新—労災・雇用保険—

事務組合加入のご依頼のあった年度更新
の申請は終了いたしました。

概算保険料の額に関係なく7月22日、
11月4日、翌年2月2日の3回払いで
す。事務組合加入以外の事業所について
は概算保険料の額が40万円以上の場合
は3回払、40万円未満は1回払いで納
付は7月10日です。

賞与支払届 —健康保険・厚生年金保険—

賞与を支給したときは支給日から
5日以内に「被保険者賞与支払届」
を提出する必要があります。
支給日が決定したら直ちに当事務
所にご連絡下さい。

令和7年6月1日 労働安全衛生規則が 改定・施行されます。

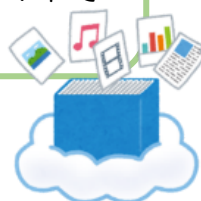
改正により職場における熱中症対策が義務化さ
れます。死亡や重篤化させないための適切な対策
の実施が必要です。

体制整備 → 手順作成 → 従業員への周知

が求められます。

給与台帳・個人明細のデジタル化！

ペーパーレスの給与台帳は管理が簡単で
す。個人の給与明細はご自分のスマホで
確認できます。便利で安心！！



6月カレンダー



1日(日) 労働安全衛生規則
改定・施行

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200

FAX 0985-25-2378

E-mail : contact@office-coa.ne.jp



HP : <https://www.office-coa.net>